## 令和3年度「日本遺産(Japan Heritage)」認定内容の変更一覧

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名(認定年度)	変更事由	変更個所
3	富山県	高岡市	加賀前田家ゆかりの 町民文化が花咲くま ち高岡 一人、技、心— (平成27年度)	構成文化財	【追加】 ·番号38「吉久重要伝統的建造物群保存地区」
13	島根県	津和野町	津和野今昔 〜百景図を歩く〜 (平成27年度)	構成文化財	【変更】 番号10「奴行列」→「日原奴道中 青原奴道中」 ・構成文化財のふりがなを追加する。 【指定等の状況変更】 ・表記を修正する。
14	広島県	尾道市	尾道水道が紡いだ中 世からの箱庭的都市 (平成27年度)		【名称変更】 番号9「旧福井邸(文学記念室)」→「旧福井邸」 【位置づけ変更】 番号12「竹村家」 「『東京物語』のロケ地ともなった。」→「映画『東京物語』ゆかりの地として知られる。」 【写真変更】 番号10「みはらし亭」の写真を変更 【追加】 番号20「旧三井住友銀行尾道支店」 番号21「尾道遺跡及び出土遺物」
	門市、「一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	高知県(高知市、室戸市、安芸市、須藤市、須藤市、須藤市、須藤市、須藤市、江佐清水市、土佐清水市、四万十市、香美市、東野町、田野市、芸田町、芸西村、中		申請者	【追加】 愛媛県八幡浜市
15		島県 知県 大月町、三原村、黒 湖町) 川県 ◎愛媛県(松山市、 今治市、宇和島市、 八幡浜市、新居浜 市、西条市、大洲市、 四国中央市、西予 市、久万高原町、砥 部町、内子町、愛南	構成文化財	【追加】 番号93「八幡浜街道」	

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名(認定年度)	変更事由	変更個所
16	福岡県佐賀県	◎福岡県(筑紫野市、大野城市、太宰府市、大野城市、太宇美市) 佐賀県(基山町)	古代日本の「西の都」 〜東アジアとの交流 拠点〜 (平成27年度)	構成文化財	【指定等の状況変更】 ・番号26「牛頸須恵器窯跡」 「国史跡、未指定(遺跡)」→「国史跡、県史跡、未指定(遺跡)」 ・番号29「善一田古墳群」 「市史跡」→「県史跡」  【位置づけ変更】 ・番号6「大宰府学校院跡」 「大宰大弐」→「大宰権帥」 ・番号11「太宰府天満宮神幸行事」 「大江匡房におり」→「大江匡房により」 ・番号18「南館跡」 「大宰大弐」→「大宰権帥」 ・番号18「南館跡」 「大宰大・野ノー・大字権帥」 ・番号26「牛頸須恵器窯跡」の末尾に文章追加 「また、6世紀末から7世紀にかけて朝鮮半島や近畿地方にゆかりのある文様の瓦の生産も行われ、「西の都」前代から先進的かつ多様な生産技術の交流が行われていた。」 ・番号27「牛頸須恵器窯跡出土へラ書き須恵器」 「牛頸窯跡群が」→「牛頸須恵器窯跡が」 【写真変更】 ・番号6「大宰府学校院跡」の写真の変更 「(南から)」→「(北から)」
27	石川県	小松市	「珠玉と歩む物語」小 松 〜時の流れの中で磨 き上げた石の文化〜 (平成28年度)	構成文化財	【追加】 ・番号40「里川石の石造物群」 ・番号41「洞月川のアーチ型石橋」 ・番号42「尾小屋町のカラミ煉瓦建造物群」
39	北青秋山新富石福京大兵鳥島岡広香海森田形潟山川井都阪庫取根山島川道県県県県県県県府府県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県		荒波を越えた男たち の夢が紡いだ異空間	構成文化財	【名称変更】 番号10-①「鰊蔵」→「鯡蔵」 番号10-①「師蔵」→「緋蔵」 番号10-③「旧大和田銀行初代本店」→「旧大和田銀行本店社屋」 番号22-⑤「船絵馬群(恵美須神社、龍徳寺金比羅殿)」→「船絵馬群(恵美須神社、龍徳寺金比羅殿、徳源寺龍神堂、塩谷神社)」 番号22-⑦「吉久の町並み(能松家、有藤家、丸谷家他)」→「吉久重要伝統的建造物群保存地区」 【指定等の状況変更】 番号10-①「鰊蔵」 「未指定(建造物)」→「市有形(建造物)」 番号22-⑦「吉久の町並み(能松家、有藤家、丸谷家他)」 「一部国登録有形(建造物)」→「国重伝建」 番号44-②「合田家住宅」 「未指定」→「町有形(建造物)」 【位置づけ変更】 番号10-③「「旧大和田銀行初代本店」 「初代本店」→「本店社屋」

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
41	埼玉県	行田市	和装文化の足元を支 え続ける足袋蔵のま ち行田 (平成29年度)	構成文化財	【名称変更】 ・番号11「行田の足袋製造用具及び製品」→「行田の足袋製造用具及び関係資料」 【指定等の状況変更】 ・番号1「埼玉古墳群」 「国史跡」→「国特別史跡」 ・番号11「行田の足袋製造用具及び製品」 「国登録有形民俗」→「国重要有形民俗」 【位置づけ変更】 ・番号11「行田の足袋製造用具及び製品」 「資料4971点」→「資料5484点」 ・番号19「草生蔵」 「明治43年(1910)建設と伝えられる」→「昭和30年(1955)竣工と思われる」 「建築年代に疑問はあるが、最初期の石造の足袋蔵の代表例である。」→「胴差部に稲田石が用いられている。最末期の石造の足袋蔵の代表例である。」 ・番号21「田代蔵」 「5棟」→「4棟」 【追加】 ・番号45「橋本家文書」 ・番号46「小林家住宅」
				ストーリー	<ul> <li>【ストーリーの概要】         <ul> <li>1行目 文章修正「二上山を超えて」→「二上山を越えて」</li> <li>2行目 文章修正「幅20mを越える」→「幅20mを超える」</li> </ul> </li> <li>【ストーリー】         <ul> <li>◆「信仰の道」〜伊勢参り〜</li> </ul> </li> <li>1行目「(省略)伊勢神宮参拝の「お蔭参り」の道へ(省略)」を次のとおり修正する。「お蔭参り」→「おかげ参り」</li> <li>・地図の差し替え</li> </ul>
44	大阪府 奈良県	堺市、松原市、羽曳	の国道」 ~竹内街道·横大路	構成文化財	【名称変更】  ・番号16「真福寺遺跡・太井遺跡・余部日置荘遺跡」のふりがなを次のとおり変更する。 「おおいいせき」→「たいいせき」 ・番号36「太神宮の高煙籠」のふりがなを次のとおり変更する。 「たいしん・ラ」 「たいしん・ラ」 ・番号37「八木札の辻」のふりがなを次のとおり変更する。 「たいしん・ク」 「やぎのふた」→「やぎふだ」 【指定等の状況変更】 ・番号37、八木札の辻」のふりがなを次のとおり変更する。 「やきのふた」→「やぎふだ」 【指定等の状況変更】 ・番号3、4、5、6、7、8、9、10、11、13、15、16、17、18、20、21、23、24、25、30、31、32、36、39、40、44、46、47、48、49、51、52の指定等の状況の記載を更新する。 【位置づけ変更】 ・番号19「野中寺」 「飛鳥時代から自鳳時代にかけて創建された」→「飛鳥時代に創建された」 「弥勘菩薩半跏思惟像が境内には残る。」→「弥勒菩薩半跏思惟像(重要文化財)が所蔵されている。」 ・番号20「西琳寺」 「自鳳時代に創建された西琳寺」「「飛鳥時代に創建された西琳寺」 「自鳳時代に創建された西琳寺」「「巨大な石」→「巨大な心礎」 ・番号30「商財・「台人めい))天皇の頃、勅命で応神医の前に創建されたと伝えられる八幡宮。 「釣明(きんめい)天皇の頃、勅命で応神天皇陵古墳の墳頂に創建されたと伝えられる八幡宮。」 ・→「飲明(きんめい)天皇の朝命で応神天皇陵古墳の寺宮。その後、永承六(1051)年に後冷泉天皇の命によって今の場所に移された。 ・番号21「宮田・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな・大きな

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
45		◎朝来市、姫路市、	播但貫く、銀の馬車 道鉱石の道 〜資源大国日本の記	ストーリー	【 <b>写真変更】</b> 「飾磨港の飾磨津物揚場跡」の写真を変更
40	大牛水	福崎町、市川町、神河町、養父市	憶をたどる73kmの轍 ~ (平成29年度)	構成文化財	【写真変更】 ・番号2「飾磨津物揚場跡」 「飾磨津物揚場跡(レンガ建物)」→「飾磨津物揚場跡」
47	和歌山県	湯浅町	「最初の一滴」醤油醸 造の発祥の地 紀州 湯浅 (平成29年度)	構成文化財	【名称変更】 - 番号7「栖原家」→「旧栖原家」 - 番号8「戸津井家(戸津井醤油醸造場)」→「戸津井家(旧戸津井醤油醸造場)」 - 番号8「戸津井家(戸津井醤油醸造場)」→「かまりがなを次のとおり修正する。 「たまいびしむ」→「たまいしょう」 - 番号19 「湯浅駅駅舎」→「湯浅駅旧駅舎」 【指定等の状況変更】 - 番号7「栖原家」 「未指定」→「町指定(建造物)」 【位置づけ変更】 - 番号10「「大船一艘代々相伝」書状」「安土桃山時代の」を削除 - 番号10「「大船一艘代々相伝」書状」「安土桃山時代の」を削除 - 番号11「北村家(大坂屋三右衛門店・玉井醤本舗)」「最も古い」→「最古級の」 - 番号15「顯國神社の祭礼(顯國神社の三面獅子)」「「10月18日」→「10月中旬」 - 番号15「顯國神社の祭礼(顯國神社の三面獅子)」「「10月18日」→「10月中旬」 - 番号19「湯浅駅駅舎」 「駅舎は、今も現役で使われている」→「駅舎が残されている」 【追加】 - 番号23「栖原家旧蔵民俗資料群」 - 番号24「湯浅図屏風(紀州湯浅町図)」
49	岡山県	倉敷市	ー輪の綿花から始ま る倉敷物語 〜和と洋が織りなす 繊維のまち〜 (平成29年度)	構成文化財	【名称変更】 番号7「旧中国銀行 倉敷本町出張所」→「旧第一合同銀行 倉敷支店」 【位置づけ変更】 番号7「「旧中国銀行 倉敷本町出張所」 「国登録」→「市指定」へ
51	高知県	余千利町、田野町、  ◎安田町 北川村	森林鉄道から日本一 のゆずロードへ 一ゆずが香り彩る南 国土佐・中芸地域の 景観と食文化一 (平成29年度)	構成文化財	【位置づけ変更】 番号41「濱川家住宅 蔵・離れ」の全文を次のとおり修正する。 「濱川家は、藩政末期から明治期にかけて廻船業、木材業で栄え、大正期には酒造業(金水酒造)を営んでいた。大正5年に建築された蔵は、桁行10間梁間3間、東西棟、桟瓦葺で、北面に切妻造の入口部と下屋を差し掛ける。軒下の高い位置に窓を並べ、当地方特有の土佐漆喰塗壁に水切瓦を廻して長大な壁面をつくっている。蔵の北方に位置する離れは、桁行4間半梁間2間半規模、寄棟造、桟瓦葺で、3面に下屋を廻し、東面南寄りに入母屋造の玄関を突出させる。また、10畳と8畳の座敷を南北に並べ、南面に緑側を付ける。大正8年に別荘として建てられ、昭和7年に主屋として現在地に移築されたと伝えられている。」 【写真変更】 番号41「濱川家住宅 蔵・離れ」の写真を変更
52	福岡県山口県		関門"ノスタルジック" 海峡 〜時の停車場、近代 化の記憶〜 (平成29年度)	構成文化財	【名称を変更】 番号1「六連島灯台」のふりがなを次のとおり変更する。 「むつれじま」→「むつれしま」 番号12「旧秋田商会ビル(下関観光情報センター)」 「(下関観光情報センター)」を削除 番号19「旧金ノ弦岬灯台」→「旧俎礁標(きゅうまないたしょうひょう)」 【指定等の状況変更】 番号1「六連島灯台」 「市有形文化財(建造物)」→「国重要文化財(建造物)」 番号2「部埼灯台」 「未指定(建造物)」→「国重要文化財(建造物)」 番号19「旧金ノ弦岬灯台」 「市指定有形文化財(建造物)」→「国重要文化財(建造物)所」 番号37「世界平和パゴダ」 「未指定(建造物)」→「国登録(建造物)」 【位置づけ変更】 番号19「旧金ノ弦岬灯台」 「市指定有形文化財(建造物)」→国重要文化財(建造物)所」

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
			やばけい遊覧~大地	タイトル	【修正】 タイトルの末尾に「〜」を追記する。 「 <mark>やばけい遊覧〜大地に描いた山水絵巻の道をゆく</mark> 」→ 「やばけい遊覧〜大地に描いた山水絵巻の道をゆく〜」
54	大分県	◎中津市、玖珠町	に描いた山水絵巻の 道をゆく (平成29年度)	構成文化財	【追加】 番号10「森町の庭園とテーブルマウンテン」に「⑥万年山」を追加 番号18「旧耶馬渓鉄道関連遺産」に「③旧耶馬渓鉄道車両」を追加 番号24「中津と玖珠の食(海、山、川の恵み)」に「⑥森町のきんつば」 番号25「慈恩の滝」 番号26「三日月の滝」 番号27「桧原山正平寺」
57	栃木県	宇都宮市	地下迷宮の秘密を探 る旅 〜大谷石文化が息づ くまち宇都宮〜 (平成30年度)	構成文化財	【位置づけ変更】 ・番号13「東武鉄道南宇都宮駅舎」の文章を次のとおり修正する。 「大谷石を用いた駅舎で、2020年の改修工事で1932年の開業当時の姿が再現された。外壁の石張りは、腰壁より下が横方向、上部が縦方向という珍しいものである。」・番号25「星が丘の坂道」の文章を次のとおり修正する。 「屋敷を囲む高い大谷石塀と大谷石が敷かれた坂道が約40mにわたり一体的に見ることができる。2020年の復原改修工事により、大谷石の全面張り替えが行われた。」 【写真変更】 番号13「東武鉄道南宇都宮駅舎」 番号25「星が丘の坂道」
		◎西都市、宮崎市、	古代人のモニュメント 一台地に絵を描く 国宮崎の古度)	申請者	<b>【追加】</b> 「高鍋町」
67					【追加】 《3節目》 ・2行目 文章・写真追加 「持田(もちだ)古墳群 小丸川北部の台地に広がる田園風景の中に、計(はかり)塚(づか)や石(いし)舟(ふね)塚(づか)、山(やま)の神塚(かみづか)と名付けられた前方後円墳とともに多くの円墳が造られており、日常の営みの中に古墳があることを感じられます。 また、東に向かって舌状にのびる台地上にも多くの古墳が点在しており、先端部にある前方後円墳周辺には、昭和初期に大規模な乱掘にあった歴史を憂い、古墳に眠る人々の霊を慰めるために造られた巨大石模群が寄り添います。その前方後円墳の眼下に広がる田畑を越えて、東に遠く広がる日向灘(ひゅうがなだ)の青海原の景色に、遥か古墳時代を生きた人々の抱いた海の向こうにある大王の国への憧れに思いを馳せることができます。」 《4節目》 ・4行目 文言追加 「・持田古墳群」
				構成文化財	【指定等の状況変更】 番号16「宮崎市下北方地下式横穴第5号出土品一括」 「県指定」→「国重文 (考古資料)」 【追加】 番号17「持田古墳群」 番号18「持田古墳群出土遺物」 番号19「持田古墳群第15号墳(石舟塚)出土石棺」 番号20「高鍋大師」
68	14. 本理	小樽巾、至阑巾、グ 張市、岩見沢市、美 唱声・表立声・三笠	本邦国策を北海道に 観よ! 〜北の産業革命「炭 鉄港」〜 (令和元年度)	構成文化財	【名称変更】 番号8「夕張鹿鳴館(旧北炭鹿ノ谷倶楽部)」→「旧北炭鹿ノ谷倶楽部(夕張鹿鳴館)」 番号20「星槎大学(旧頼城小学校)校舎及び体育館」→「旧頼城小学校(星槎大学) 校舎及び体育館」
70	群馬県	館林市	里沼(SATO-NUMA) 一「祈り」「実り」「守 り」の沼が磨き上げた 館林の沼辺文化— (令和元年度)	構成文化財	【追加】 ・「蛇沼及び間堀遺跡出土品」 ・「近藤沼(ホリアゲタ)」 ・「長良神社と館林城下町の総構え」 ・「織姫神社と館林紬」

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名(認定年度)	変更事由	変更個所
				ストーリー	【修正】 ・1P下から7行目「天満神」→「天満る神」 ・1P最終行「行いました。そこ」→「行いました。雨喜の風流で奉納された」 ・2P3行目 「今も神社では~います。」→「今も神社では収穫感謝の神事がホタキ神事として行われています。」 ・2P8行目「舞の所作」→「入山田村の人びとの舞の所作」 「~優劣つけがたいほどのものでした」→「~優劣つけがたいほどのものと政基は褒めたたえています」 「大井関大明神(日根神社)~、~素晴らしさ、~感銘を受けた」 →「(改行)大井関大明神(日根神社)~そこで行われた芸能も政基はめずらしいといいます。」 《2P右上》 写真のキャプション「ホタキ(雨乞い)神事」→「ホタキ神事」
75	大阪府	泉佐野市	旅引付と二枚の絵図が伝えるまち――(令和元年度)	構成文化財	【名称変更】 - 番号11「七宝瀧寺銅鉢(しっぽうりゅうじどうはち)」→(しっぽうりゅうじどうばち) - 番号12「二童子(にどうし)」→(にどうじ) - 番号14「八大童子図(はちだいどうしず)」→「はちだいどうじず」 - 番号22「土丸蓮華寺」→「土丸蓮花寺(蓮華寺)」 【位置づけの変更】 - 番号4「〜り、継承された神事が息づく、室町後期の柱殿。」→「~る火走神社の摂社で、室町後期に造営された社殿が今も継承されている。」 - 番号5「神宮寺とした」→「神宮寺としての」 - 番号6「日根荘政所」→「日根荘政所と思われる」「神宮寺とした」→「神宮寺としての」 - 番号7「差し替え」→「久ノ木にある総福寺の境内社。本殿は天正4年(1576)に建立。旅月1付に記される天神信仰が現在の天満宮でも信仰されている。」 - 番号8「中世」「樫井川」「民衆」「溝口大明神と呼ばれ」→「溝口大明神とも呼ばれ、農業用水の恵みを願う信仰が日根荘時代より続く。」 - 番号10「二二西光寺」→「西光寺」「七宝瀧寺の元末寺」→「む安2年(1279) 銘」「彫られた」→「彫られる」「鋳銅製、蓋付きの鉢である。」「法花会の仏具」→「法花会の仏具と思われる。」 - 番号13「信仰」最初に追記「四十八使者図を伴う不動明王を描絵画で、」 - 番号13「信仰」最初に追記「四十八使者図を伴う不動明王を描絵画で、」 - 番号13「信仰」最初に追記「四十八使者図を伴う不動明王を描とを配した 尊勝曼荼羅図で、」 - 番号14「信仰」最初に追記「両肘を曲げて持物をとる不動明王を中心に、左右に倶利伽羅龍剣と八大仏頂を配した 草勝景荼羅図で、」 - 番号20「郷な舞は京の雅を感じさせるほとの」「〜祭礼」→「〜祭礼がその起源と推定されており、行われる芸能等に」 - 番号20「郷な舞は京の雅と感じさせるほとの」「〜祭礼」→「〜祭礼がその起源と推定されており、行われる芸能等に」 - 番号20「郷本野は京の郷との下に」「墓石などがあり」・番号22「橋本正督」→「南朝方の橋本正督」「「墓石など」→「墓石などがあり」・番号22「橋本正督」→「南京の橋本正督」「「墓石などがあり」・番号244 差し替え」→「「東京の本郷・「北京のより」(北京の本郷・「東京の本郷・
78	鳥取県 兵庫県		日本海の風が生んだ 絶景と秘境ー幸せを 呼ぶ霊獣・麒麟が舞 う大地「因幡・但馬」 (令和元年度)	ストーリー 構成文化財	【修正】 - 「風が育む波の賜物」6行目「余部鉄橋」→「余部橋梁」 - 「風が育む雪の賜物」22行目・24行目「カリヤ」→「仮屋」  【名称変更】 - 番号10「余部鉄橋」→「余部橋梁」 - 番号21「カリヤ通り」→「仮屋通り」
79	島根県	大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南	神々や鬼たちが躍動 する神話の世界 〜石見地域で伝承される神楽〜 (令和元年度)	構成文化財	【位置づけ変更】 ・番号17「久城神楽舞」 「双剣(そうけん)」→「双剣(もろだち)」 ・番号20「丸茂神楽」 「明治中期から」→「明治初期から」 「昭和43年に「板井川神楽社中」から「丸茂神楽社中」に改名し、今日に至る。」を次に変更 「地元での奉納神楽を中心に活動している。」 ・番号43「柳神楽」 「天井から吊るされクモ(天蓋)の下、一間四方の範囲で舞う仕来り」を次に変更 「天井から吊るされたクモ(天蓋)の下で、一間四方の範囲で舞うしきたり」 ・番号45「三渡八幡宮」 「享保」→「寛保」

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
81	徳島県	阿波市、美馬市、石	藍のふるさと 阿波 ~日本中を染め上げ た至高の青を訪ねて ~ (令和元年度)		【名称変更】 ・番号19「北島町所蔵藍関連文書」→「北島町所蔵藍関連文化財」 【位置づけの変更】 ・番号10「見性寺文書」 「全文差し替え」→「鎌倉時代に「染葉」が植えられたことが記された文書が残る。」 ・番号19「北島町所蔵藍関連文化財」の次の部分を変更する。 「〜資料がある。」→「〜文書資料、淡路人形浄瑠璃の元祖といわれる上村源之丞座などの衣裳や道具がある。」 【追加】 ・「東黒田のうつむき地蔵」(徳島市) ・「川島の浜の地蔵」(吉野川市) ・「龍池の高地蔵」(藍住町) ・「水神社」
84		◎標津市、根室市、別海町、羅臼町	「鮭の聖地」の物語 〜根室海峡一万年の 道程〜 (令和2年度)	構成文化財	【位置づけの変更】 ・番号28「標津線関連資産群」に次の文を明記する。 「旧根室標津駅~旧川北駅間線路跡」(4-7-4) が残されている。」 【追加】 ・「知床」 ・「相室半島」 ・「望ヶ丘チャシ跡」 ・「全津藩陣屋跡」 ・「全津藩陣屋跡」 ・「金津藩陣屋跡」 ・「金津藩神社例大祭」 ・番号28「標津線関連資産群」に次のものを追加する。 「旧根室標津駅~旧川北駅間線路跡」「旧上春別駅」 【変更】 ・構成文化財の附番の変更
85	岩手県	◎二戸市、八幡平市	奥南部漆物語 〜安比川流域に受継 がれる伝統技術〜 (令和2年度)	構成文化財	【位置付けの変更】 ・番号23「元小山田家塗室」 「全文差し替え」→「明治初期に建てられた、漆器の塗や乾燥などの作業のための塗室を、移築復元したものです。道具、文書、製品などがそのまま保存されており、八幡平市安代地区浅沢の漆器産業を理解するうえで貴重な文化財です」 【削除】 ・番号34「木地ハギトリ(復元資料)」 【追加】 ・木地

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
				ストーリー	【修正】 -18行目 「箱田村」→「上箱田村」 -21行目 「箱田村」→「間黒村」 -75行目 「そうして」→「こうして」
		栃木県(益子市) 茨城県(笠間市)	かさましこ ~ 兄弟産地が紡ぐ" 会を物語" ~ (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 ・番号9「三所神社(さんじょじんじゃ)→(さんしょじんじゃ) 【位置づけの変更】 ・番号7「楞厳寺山門」の建立時期「応安7年(1374)に建立された」を明記する。「室町時代中期に建立された」→削除 ・番号9「三所神社」の次の部分を変更する。「建保3年(1215)に」→「建長2年(1250)」 ・番号9「三所神社」に次の文を明記する。「文明9年(1477)笠間城主笠間綱久が三所神社の修築完成を祈願して四神旗を寄進したとされる。」 ・番号10「木造弥勒仏立像」の次の部分を変更する。「製作」→「制作」、「鎌倉彫刻」→「慶派」 ・番号11「木造薬師如来立像」の次の部分を変更する。「製作」を「制作」・番号12「唐本一切経」の次の部分を変更する。「東(現在の中国)」→「宋(中国)」、「書かれた」→「木版印刷された」 ・番号13「稲田神社」の次の部分を変更する。「鎌倉時代初期」→「鎌倉時代中期」、「泰綱」→「本都宮泰綱」「藤原光俊」の紹介文「鎌倉幕府6代将軍宗尊親王の和歌の師範であった」を明記する。次の文を明記する。「本殿北側には笠間時朝の歌碑が残されている。」・番号14「久野陶園」の次の部分を変更する。「安永年間(1772~80)」→「安永年間(1772~81)」「陶芸」→「製陶技術」・番号15「笠間焼発祥に係わる登窯」の次の部分を変更する。「安永年間(1772~80)」→「安永年間(1772~81)」・番号16「風台院山門」の次の部分を変更する。「安永年間(1772~80)」→「京美き切妻造りであったが修繕を行い、銅製瓦葺きとなった」・番号32「茨城県立笠間陶芸大学校(旧茨城県窯業指導所)」の内容を変更する。 【追加】 ・「田中友三郎彰徳碑」を追加する。
91	山梨県	◎甲府市、甲斐市	甲州の匠の源流・御 嶽昇仙峡 ~水晶の 鼓動が導いた信仰と 技、そして先進技術 へ~ (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 - 番号9「御嶽古道(亀沢)の石像物群」→「御嶽古道(亀沢・吉沢・塚原の3筋)の石像物群」 - 番号19「湯谷神社(ゆやじんじゃ)」→(ゆたにじんじゃ) 【位置づけの変更】 - 番号9「御嶽古道」の次の部分を変更する。 「~複数の御嶽道(古道)が整備された。」→「、亀沢、吉沢、塚原の3筋は御嶽信仰における主要なルートであった。」 「甲斐市の亀沢はそのルートのひとつ。」→「それぞれの道筋には、」「現在の道路脇に」→「今も」 - 番号10「御嶽古道」に次の文を明記する。 「当時の甲斐国と信濃国を結ぶ幹線道路である穂坂路に接道していたのが、亀沢、吉沢、塚原の3筋であり、御嶽信仰における主要なルートであった。」 【文化財の所在地の追加】 - 番号9「御嶽古道(亀沢・吉沢・塚原の3筋)の石像物群」、番号10「御嶽古道」に「甲府市」を追加。 【写真変更】 - 番号9「御嶽古道(亀沢・吉沢・塚原の3筋)の石像物群」、番号10「御嶽古道]
94	静岡県	◎藤枝市、静岡市	日本初「旅ブーム」を 起こした弥次さん喜 多さん、駿州の旅 〜滑稽本と浮世絵が 描く東海道旅のガイド ブック(道中記)〜 (令和2年度)	1	【修正】 - 1P14行目「大和絵をルーツとした江戸時代の」→「江戸時代を中心に流行した日本」 - 1P16行目「、文化4年(1807年)から安政5年(1858年)頃」を削除 - 1P16行目「富」→「富」 - 1P18行目「天保3年(1832年)」と「東海道を旅し、」を削除 - 1P25行目「づくりの」→「版画の摺り」  【位置づけの変更】 - 番号1「蒲原宿」の次の部分を変更する。「蒲原雪の夜」→「蒲原夜之雪」 - 番号3「志田家住宅主屋」の次の部分を変更する。 「味噌・醬油の醸造をしていた建物」→「醬油の醸造をしていた工場建屋」 - 番号5「静岡市東海道広重美術館所蔵の浮世絵」のうち次の部分を変更する。 「東海道五十三次ノ内・由井薩埵嶺」→「東海道五拾三次之内・由井薩埵嶺」 「版画刷り」⇒「版画摺り」 - 番号8「薩埵峠」の次の部分を変更する。 「「親知らず子知らず」の難所といわれた」→「東海道の難所のひとつとされた」 【追加】 「由比宿名物たまご餅」
97	兵庫県		「伊丹諸白」と「灘の 生一本」下り酒が生 んだ銘醸地、伊丹と 灘五郷 (令和2年度)	構成文化財	【名称変更】 ・番号26「御影郷・白鶴旧本店壱号蔵出土 <mark>遺構・</mark> 遺物白鶴酒造用具」 →「御影郷・白鶴旧本店壱号蔵出土遺物白鶴酒造用具」 ・番号46「白鶴美術館茶室(崧庵)(はくつるびじゅつかんちゃしつしょうあん)」 →「はくつるびじゅつかんちゃしつすうあん」

No	道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリー名 (認定年度)	変更事由	変更個所
99	和歌山県 大阪府 奈良県	泉佐野町、河内長野市、和泉市、柏原市、	道はじまりの地 (令和2年度)	申請自治体	【追加】 ・「大阪府南河内郡太子町」  「名称変更】 ・番号1「友ヶ島序品窟」→「友ヶ島序品」 ・番号3「大福山 譬喩品(だいふくざんひゆほん)」→(だいふくさんひゆほん) ・番号8「大鳴山七宝瀧寺鈴杵ヶ嶽五百弟子受記品(いぬなきさんしっぽうりゅうじすずきねがだけごひゃくでしじゅきほん)」→(いぬなきさんしっぽうりゅうじれいしょがだけごひゃくでしじゅきほん) ・番号14「南葛城山鏡宿安楽行品(みなみかつらぎさんかがみのやどあんらくぎょうほん) ・番号38「阿弥陀堂(あみだどう)」→「神野阿弥陀堂(こうのあみだどう)」・番号31「加太淡島神社」→「加太淡嶋神社」・「本景51「加太淡島神社」→「加太淡嶋神社」・番号54「鳴滝山圓明寺」(なるたきさんえんめいじ)」→(なるたきさんえんみょうじ)  【位置づけの変更】 ・番号54「鳴滝山圓明寺」(なるたきさんえんめいじ)」→(なるたきさんえんみょうじ)  【位置づけの変更】 ・番号1「友ヶ島には5つの行所があり、序品窟は4つの島からなる友ヶ島東端の虎島にある。」 →「友ヶ島には5つの行所があり、序品の経塚とされる序品窟は4つの島からなる友ヶ島東端の虎島にある。」 ・番号74「不動山の巨石」のうち次の部分を変更する。「金峯山寺」→「金峯山」  【指定等の状況変更】 ・番号38「神野阿弥陀堂」 国指定(建造物)→国登録(建造物)  【追加】 ・「岩屋(いわや)」・「四郷千両踊り(しごうせんりょうおどり)」
102	長崎県 佐賀県 福岡県	佐賀県(嬉野市、小 城市、佐賀市)	砂糖文化を広めた長 崎街道 〜シュガーロード〜 (令和2年度)	構成文化財	【位置づけの変更】 ・番号10「カステラ」のうち次の部分を変更する。 「老舗・福砂屋の初代・寿助は、ポルトガル人から製法を学んだとされている。」 →「老舗・福砂屋は、ポルトガル人から製法を学んだとされている。」 ・番号47「福聚寺」のうち次の部分を修正する。「唐饅頭」→「菓子」 【指定等の状況変更】 番号37「寿賀台」 未指定(器具)→未指定(民俗技術)